ハ　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に七年以上従事した経験を有すること。

ニ・ホ　［略］

二　販売主任者として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う者に関する条件は、次のイ、ロ、ハ、ニ又はホに掲げるものとする。

イ　学校教育法による大学若しくは高等専門学校において化学、物理学若しくは工学に関する学科を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつたこと。

ロ　［略］

ハ　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において化学、物理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、高圧ガスの製造に係る保安に関する業務に五年以上従事した経験を有すること。

ニ・ホ　［略］

三　液化石油ガス設備士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行う者に関する条件は、次のイ、ロ、ハ又はニに掲げるものとする。

イ　［略］

ロ　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、液化石油ガス設備工事の作業に関する三年以上の経験を有すること。

ハ・ニ　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定設備検査規則の一部改正）

第五条　特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（検査員の条件及び数） **第六十二条**　法第五十六条の六の四第一項第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかとする。 一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること 二・三　［略］ 2　［略］	（検査員の条件及び数） **第六十二条**　法第五十六条の六の四第一項第四号の経済産業省令で定める条件は、次の各号のいずれかとする。 一　学校教育法による大学若しくは高等専門学校又は従前の規定による大学若しくは専門学校において理学又は工学に関する課程を修めて卒業し、かつ、特定設備の検査に一年以上従事した経験を有すること 二・三　［略］ 2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第六条　コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（保安統括者の選任等） **第二十三条**　［略］ 2　法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一　気化器若しくは減圧弁により酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス若しくはヘリウムガスを製造する者又は気化器若し	（保安統括者の選任等） **第二十三条**　［略］ 2　法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。 一　気化器若しくは減圧弁により酸素ガス、窒素ガス、アルゴンガス若しくはヘリウムガスを製造する者又は気化器若し